

平成29年4月から

いつまでも元気であるために



新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」は、地域全体で高齢者を「支えあう」体制づくりを推進し、高齢者のみなさんが日常生活の自立に向けて、自らの能力を最大限に活かして要介護状態になることを予防するためのものです。

総合事業の実施で変わることは？

- 平成29年4月から、要支援1・2の方が利用できる介護保険サービスのうち、介護予防給付として全国一律の基準により提供されている「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」が、坂城町の実施する「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」に移行し、段階的に多様な主体による多様なサービスを展開していきます。
- 介護予防訪問介護（ホームヘルプ）と介護予防通所介護（デイサービス）は、「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型サービス」「通所型サービス」になります。
- 介護認定とは別に「基本チェックリスト^{※1}」の判定により、総合事業のサービスを迅速に利用できるようになります。
- これまでの介護度区分、要介護・要支援認定に加えて、総合事業で実施するサービス利用対象者と判定された方の「事業対象^{※2}」という区分が新設されます。

※1 基本チェックリストとは？

25項目からなる生活状況などについての簡易な質問に「はい」、「いいえ」で答え、その回答結果で事業対象に該当するかどうかを判定するものです。通常1か月を要する要介護・要支援認定の手続きより早く結果が出るため、認定申請手続きをするよりも簡易で迅速にサービスを利用することができます。基本チェックリストは福祉健康課保険係、地域包括支援センターで受けることができます。

基本チェックリスト



No.	質問項目	回答	
1	バスや電車で一人で外出していますか	はい	いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
5	家族や友人の相談に乗っていますか	はい	いいえ

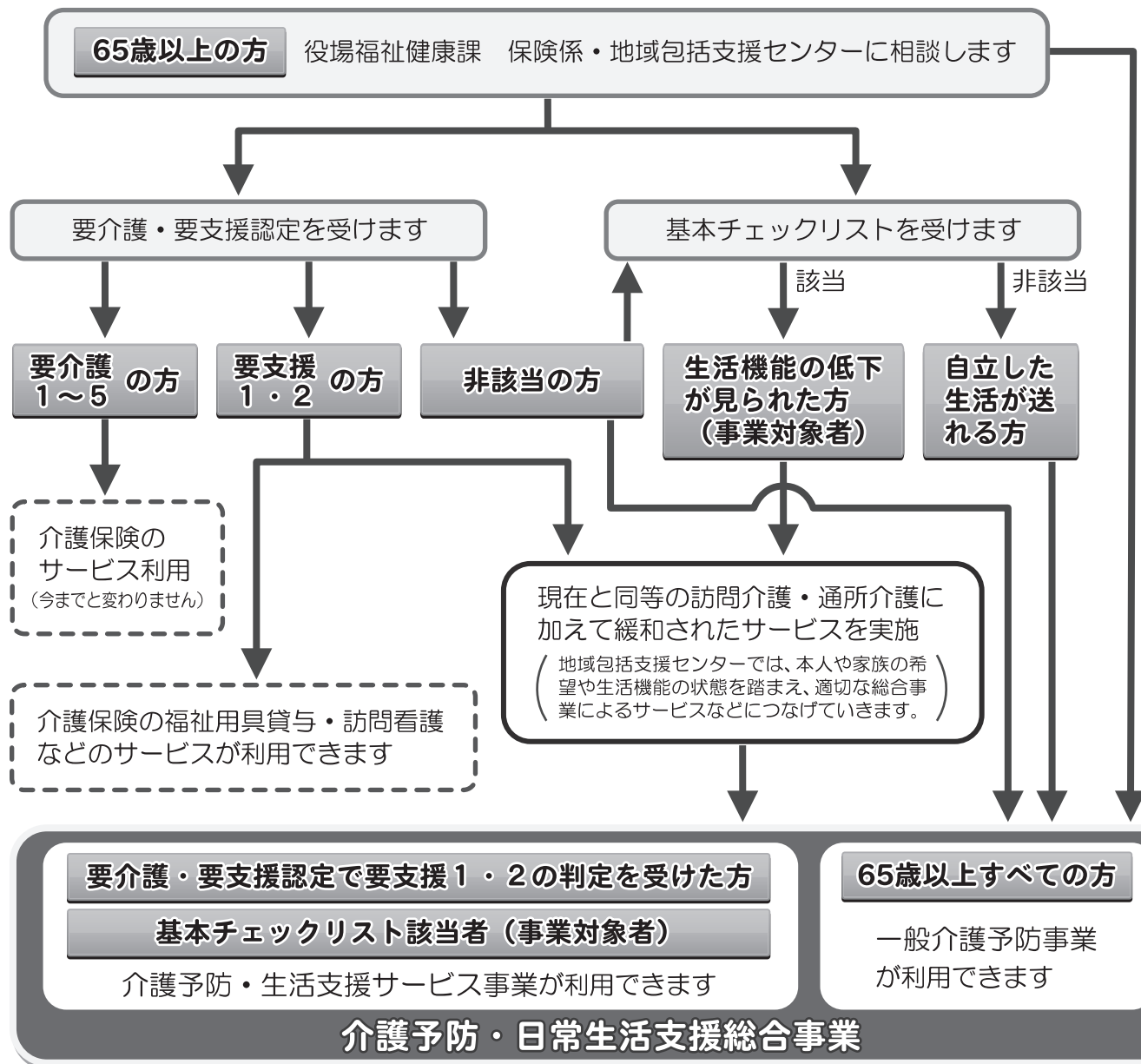
※2 事業対象とは？

総合事業の利用を目的とした、基本チェックリストによる新しい判定区分です。

「事業対象」に該当すると、地域包括支援センターの介護予防ケアプランにより、総合事業のサービスが利用できます。総合事業で実施する介護予防訪問型・通所型サービスには、現行同等のサービスや、国の基準を緩和したサービス、利用料金の見直しをしたサービスがあり、対象者に必要なサービスを選び利用できるようになります。

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」には、要支援認定を受けた方や、町が行う基本チェックリストにより事業対象となった方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

利用までの流れ



総合事業 Q & A

- Q** 介護予防・生活支援サービスは従来のサービスと何が違うの？
- A** 介護予防・生活支援サービスには、従来の予防給付で提供されていた訪問介護、通所介護と同様のサービスのほか、町独自の新たなサービス（生活援助サービス、配食サービスなど）があります。
- Q** 要介護の人でも介護予防・生活支援サービスを利用できるの？
- A** 介護予防・生活支援サービスは要支援 1・2 または事業対象者の方が利用できるサービスです。要介護 1～5 の方は介護給付のサービスをご利用いただけます。利用にあたってはケアマネージャーにご相談ください。

◎問い合わせ先 福祉健康課保険係 ☎82-3111 (内線 134) 有線 88-1030
地域包括支援センター ☎82-3111 (内線 137) 有線 88-1077